

不利益処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 建築住宅課

法令名	宅地建物取引業法		法令の番号	昭和27年6月10日 法律第176号			
不利益処分の種類	宅地建物取引業の聴聞をしない免許の取消し		根拠条項	第66条第1項第1号～第5号 第67条第1項			
処 分 基 準	<p>国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該免許を取り消さなければならない。（宅地建物取引業法第66条第1項）</p> <p>[各号の概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成年被後見人、被保佐人、破産者となったとき 2 刑事罰処罰者等 3 免許換えが行われたとき <p>国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないとき、又はその免許を受けた宅地建物取引業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在をいう。）を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる。（宅地建物取引業法第67条第1項）</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	目次NO